

# 令和2(2020)年度 評価結果について

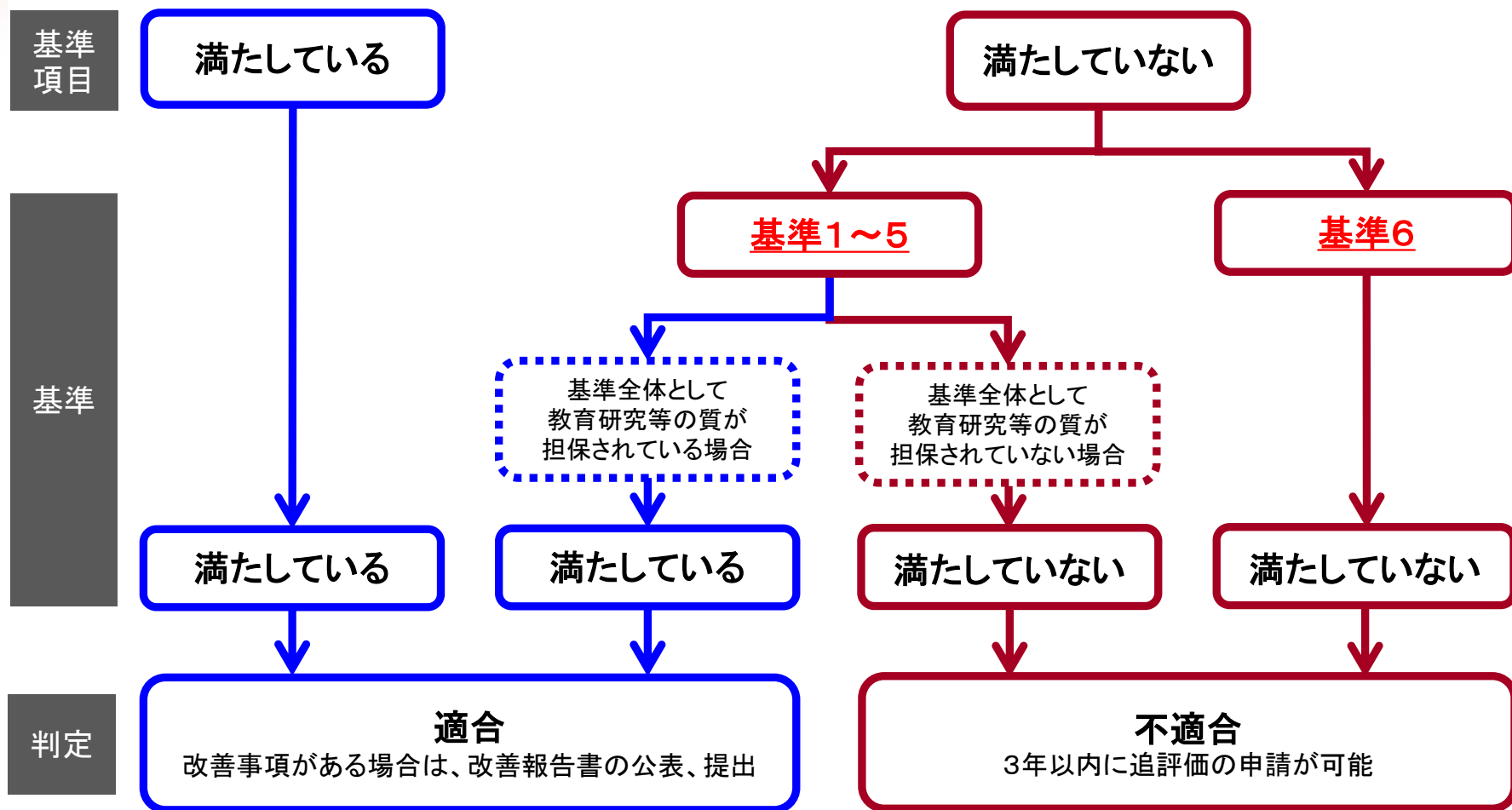
# 令和2(2020)年度の認証評価

## 学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応

- ①認証評価の結果を「適合」「不適合」のみとし、「保留」を廃止
- ②「不適合」の大学等は、3年以内に「追評価」の申請が可能、評価結果は公表
- ③認証評価の公正かつ的確な実施を確保するため、評価員等の選定等において、受審校との間の利益相反の疑念を招かないよう留意し、適切な運用を行う

# 令和2(2020)年度の認証評価

## 学校教育法の一部改正(令和2年4月1日施行)への対応



# 令和2(2020)年度評価結果

## 評価結果の提供及び公表

- 文部科学省記者クラブへの資料提出
- 評価結果報告書作成及び公表
- 判断例の公表(平成24年度から実施)

### ・令和2年度 評価結果(令和3年3月25日公表)

大学	42校	適合	40校
		不適合	2校

大学再評価	1校	適合	1校
-------	----	----	----

短期大学	2校	適合	2校
------	----	----	----

ファッション・ビジネス系専門職大学院	1校	適合	1校
--------------------	----	----	----

## 優れた点と改善を要する点

### ●大学及び短期大学機関別認証評価

	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6
優れた点	14(1)	69(2)	42(2)	21	16	12
改善を要する点	1	6	8	18	22	13

※( )内は、短期大学機関別認証評価の数値

### ●ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5
優れた点	0	1	2	0	0
改善を要する点	0	0	0	0	0

# 令和2(2020)年度 優れた点の主な内容

## ●基準1. 使命・目的等について

三つのポリシーに基づく学士力の要請に加え、総合的人間教育の観点から、三つのポリシーに学生の生きる力を高めるための「指導(Guidance)ポリシー」を加えた、四つのポリシー「AEGGポリシー」を策定して、教育目標を明確にしていることは評価できる。

建学の精神・教育目的を、大学ホームページ及び大学案内を通し、視覚的に訴える図も用いて、ステークホルダー全般へ理解しやすく公表している点は評価できる。

4年ごとに、「将来ビジョン」と「中期経営方針」を詳細に策定し、「中期活動計画」として小冊子にまとめ、全教職員に周知・徹底して使命・目的の実現に努めていることは評価できる。

# 令和2(2020)年度 優れた点の主な内容

## ●基準2. 学生について

全ての入学者選抜において面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の確保に努めている点は評価できる。

視覚障がい、高次機能障がいなど障がいの内容や程度に応じて、障がいのある学生への配慮が細やかに行われている点は評価できる。

学生が「将来豊かな人生をおくるための進路を選択する能力、そして社会の一員として自立できる能力を養成する」ことを基本方針として、キャリアサポート室が実効性のある支援を行っている点は評価できる。

学生支援において担任教員が第一の窓口になり、支援の内容によって担任教員自身や関連部署に対応を割振り、相互に密接な連携を図りながら学生の多様な相談や支援に対応していることは評価できる。

学生代表が教務委員会に出席して、履修関係、時間割、学修に関わる学内設備等について意見を述べる体制が整備されており、学修支援体制や学内環境の改善に結びついていることは高く評価できる。

# 令和2(2020)年度 優れた点の主な内容

## ●基準3. 教育課程について

単位認定基準の成績評価において「学習過程評価(授業内評価・授業外評価)／学習成果評価(定期試験)」で評価するシステムを設定し、成績評価の公平性を厳格に確保している点は評価できる。

卒業研究が学修の集大成として位置付けられ、ルーブリックによる厳格な評価が実施されている点は高く評価できる。

ディプロマ・ポリシーから12項目の到達目標を設定し、科目の成績から算出・累計した達成度と、学生の自己評価に基づく到達度をレーダーチャートで可視化できる「修学ポートフォリオ」システムを導入していることは学修成果のアセスメントに係る試みとして評価できる。

学位プログラム修了時に配付する、学修内容についての証明書である「ディプロマサプリメント」については、成績の可視化に係る新しい取組みとして、評価できる。

大学独自の「20の修得因子」を定め、学修成果を評価し、ディプロマ・サプリメントとして卒業時に学生に配付するなど、学修成果の可視化に積極的に取り組んでいる点は評価できる。



# 令和2(2020)年度 優れた点の主な内容

## ●基準4. 教員・職員について

大学の教育研究支援のための諸活動を支えている各種委員会において、教員だけでなく課長等の職員も副委員長等の構成員として参画し、教職協働で教学運営を行っていることは評価できる。

授業アンケートの実施結果を踏まえて、担当教員それぞれの教育改善プランについて学修支援ポータルを活用し学生に提示していることは評価できる。

FD委員会の下部組織である「学生・教職員教育改善部会」では学生が構成員となっており、授業改善に関する内容について意見・要望等の調査を行うなど、教育改善に向けてのFD活動に積極的に取り組んでいる点は評価できる。

年間計画を立案しFD活動に取り組んでおり、アクティブ・ラーニング等、教育活動に生かすために「授業を学びあう会」を発足するなど、自発的な活動が行われていることは評価できる。

研究環境に関する教員の満足度調査を実施し、研究者(教員・大学院生)を取巻く研究環境の向上に取り組んでいる点は評価できる。

# 令和2(2020)年度 優れた点の主な内容

## ●基準5. 経営・管理と財務について

基本理念等をまとめた「行動のしおり」を教職員、学生のみならず保護者にも配付し周知に努めている点は評価できる。

学外理事の担当する職務内容と期待する役割を明文化していることは評価できる。

教員又は職員の横断的なプロジェクトやワーキンググループが必要に応じて複数設置され、企画提案内容が実行されるなど、教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備し、実績を挙げていることは評価できる。

全学的に財務状況に関する問題意識を共有し、その改善に向けた取り組みを実施して収支の健全化を実現した点は評価できる。

監査法人と理事との意見交換の機会を設けて、経営全般やリスク管理・監査計画等についてコミュニケーションの促進を図っていることは優れた取り組みとして評価できる。

# 令和2(2020)年度 優れた点の主な内容

## ●基準6. 内部質保証について

「教学監査アドバイザー」や外部評価委員会による客観性の高い点検・評価の仕組みを導入し、機能していることは評価できる。

学生による授業評価アンケート、卒業時アンケートや学修行動調査結果などの学修や学生生活に関わるデータを集計・分析して大学ホームページに掲載するなど、積極的にIR情報を公開していることは評価できる。

学部特性や大学運営に造詣の深い外部評価委員を委嘱し、自己点検・評価の結果について意見を求めるなど、評価作業に協力を得ていることは評価できる。

事業の達成度チェックとして、「事業計画に対する項目評価チェックシート」を活用し、次年度の事業計画に反映させる制度は、評価できる。

内部質保証の方針を明記する「中長期目標・基本計画」を定め、使命・目的、教育目的等の実現に向けた継続的な改善活動の循環プロセスを構築し、恒常的に改善・改革を推進していることは高く評価できる。

# 令和2(2020)年度 改善を要する点の主な内容

## ●基準1. 使命・目的等について

### ・教育目的等の学則などへの明記

学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

## ●基準2. 学生について

### ・学科ごとの収容定員の超過

学科の収容定員超過について、1.3倍以上の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

### ・学科ごとの収容定員の未充足

学科の収容定員充足率が0.7倍未満の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

### ・学校医の不在

学生相談室、保健室などの運営や人員の配置に問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

# 令和2(2020)年度 改善を要する点の主な内容

## ●基準3. 教育課程について

### ・成績評価基準の明確化

学部及び研究科において、成績評価基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

### ・大学院の学位論文審査基準の策定

研究科において、学位論文に係る評価に当たっての基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

# 令和2(2020)年度 改善を要する点の主な内容

## ●基準4. 教員・職員について

### ・学長のガバナンス

学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

### ・FDの実施方法

FDの実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

### ・教授会及び委員会の運営(※)

## ●基準5. 経営・管理と財務について

### ・教育情報の公表

学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

### ・理事会、評議員会の運営

理事会の議決を経ずに重要な規定の制定・改正・施行をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

理事の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

理事会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

私立学校法第42条で掲げている事項について、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いていない場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。

私立学校法第46条で指定している事項について、評議員会に報告し、意見を求めている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。

評議員会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

### ・監事の監査報告書について(※)

# 令和2(2020)年度 改善を要する点の主な内容

## ●基準5. 経営・管理と財務について

### ・財務基盤

財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去5年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して総合的に判断し、問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。

健全な財務状況でなく、かつ中長期の財務計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。

## ●基準6. 内部質保証について

### ・重点評価項目として、他の基準との関連に基づく指摘

「基準1」から「基準5」において、公表する「改善を要する点」により、内部質保証システムの機能性に問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。





公益財団法人  
日本高等教育評価機構

ENGLISH

 検索

・ 交通アクセス ・ よくある質問 (FAQ) ・ お問い合わせ

- トップ
- 機構の概要
- 会員校
- 評価事業
- 調査研究・国際連携
- セミナー・説明会
- 広報・刊行物

トップ > 評価事業 > 大学機関別認証評価 評価システムの概要

- 評価事業
  - 大学機関別認証評価
  - 短期大学機関別認証評価
  - ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価
  - 評価結果
  - 大学等の優れた取組み
  - 改善報告等の公表及び提出
  - 受審のてびき・様式類

## 大学機関別認証評価 評価システムの概要

- 評価システムの概要
- 申請手続き
- 評価員

大学機関別認証評価は、国公立の4年制大学を対象に行います。「実施大綱」と「評価基準」を主として、各種手続きの方法、スケジュールなどを含めた認証評価の仕組みを「評価システム」と呼んでいます。なお、「判断例」は、評価結果の平準化を目的に、指摘の際の判断基準として大学評価判定委員会が年度ごとに定めているものです。

以下に最新のものを紹介します。

### 実施大綱

大学機関別認証評価 実施大綱 (令和2年度以降) NEW

### 評価基準

大学機関別認証評価 大学評価基準 (平成30年度以降)

### 基本スケジュール

大学機関別認証評価 基本スケジュール (令和2年度以降) NEW

### 判断例

※判断例とは、評価結果の平準化を目的に、指摘の際の判断基準として大学評価判定委員会が定めているものです。関係法令の改正や認証評価の状況を踏まえ年度ごとに見直しを行っています。

大学機関別認証評価令和2年度判断例